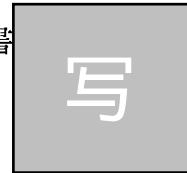


京大文書館 第1号
平成28年2月4日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

京都大学大学文書
伊藤 孝

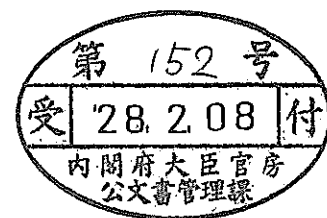


公文書等の管理に関する法律第27条第3項の同意について（協議）

京都大学大学文書館利用等要項を別添のとおり変更したいので、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第27条第3項の規定に基づき、同意を求めます。

（添付書類）

- 京都大学大学文書館利用等要項の改正（案）
- 新旧対照表



京都大学大学文書館利用等要項の一部改正（案）（新旧対照表）

※改正部分のみ

改正案	現 行
<p>(前略)</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第 11 本人 (法第 16 条第 1 項第 2 号イの情報により識別される特定の個人をいう。以下第 11 において同じ。) から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード</u>、出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 71 号) 第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(中略)</p> <p><u>(審査請求)</u></p> <p>第 21 大学文書館長は、法第 21 条に基づく審</p>	<p>(同左)</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第 11 本人 (法第 16 条第 1 項第 2 号イの情報により識別される特定の個人をいう。以下第 11 において同じ。) から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法 (昭和 42 年法律第 81 号) 第 30 条の 4 第 1 項の規定による住民基本台帳カード</u>、出入国管理及び難民認定法 (昭和 26 年政令第 319 号) 第 19 条の 3 に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法 (平成 3 年法律第 71 号) 第 7 条第 1 項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(同左)</p> <p><u>(異議申立て)</u></p> <p>第 21 大学文書館長は、法第 21 条に基づく異</p>

査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 大学文書館長は、前項の諮問をしたときは、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 利用請求者（利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 第12第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用請求に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 大学文書館長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行うものとする。

（中略）

議申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき
- (2) 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 大学文書館長は、前項の諮問をしたときは、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 利用請求者（利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

3 第12第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

4 大学文書館長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。

（同左）

附 則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

阪大総総第 1 1 3 号

平成 2 8 年 2 月 2 日

内閣総理大臣 殿

国立大学法人大阪大学総長

西尾章治 氏



写

公文書等の管理に関する法律第 27 条第 3 項の同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 27 条第 3 項の規定に従い、別添の大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用等規程案について、同意を求める。



大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用等規程の一部改正（案）

（改正部分のみ）

現 行

改 正（案）

（略）

（略）

（本人情報の取扱い）
第13条（略）

(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所又は同一の氏名及び住所又は居所に記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2)（略）
2（略）

（略）

（異議申立て）

第21条 大阪大学総長（以下「総長」という。）は、法第21条の規定に基づき異議申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。
(1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
(2) 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

（同左）
第13条（略）

(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所又は同一の氏名及び住所又は居所に記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2)（略）
2（略）

（略）

（審査請求）

第21条 大阪大学総長（以下「総長」という。）は、法第21条の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 総長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 利用請求者 (利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定 (第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

4 総長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。

(略)

2 総長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 利用請求者 (利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者 (当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用請求に対する処分 (利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決 (第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

4 総長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行うものとする。

(略)

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

神大総第 145 号

平成 28 年 2 月 3 日

内閣総理大臣 殿

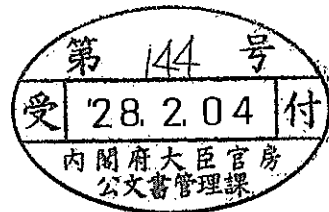
国立大学法人神戸大

武 田

写

公文書等の管理に関する法律第 27 条第 3 項の同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 27 条第 3 項の規定に従い、別添の神戸大学附属図書館大学文書史料室利用等要項案について、同意を求める。



11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200

神戸大学附属図書館大学文書史料室利用等要項 新旧対照表

(改正部分のみ)

改 正 案	現 行
<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 室は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 室は、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード</u>、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>第14条～第20条 (略)</p> <p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第21条 神戸大学長は、法第21条に基づく<u>審査請求</u>があった時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) <u>裁決</u>で、<u>審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合</u>（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）</p> <p>2 神戸大学長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p> <p>(2) <u>利用請求者</u>（利用請求者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る<u>特定歴史公文書等の利用</u>について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る利用請求に対する処分（<u>利用請求に係る特定歴史公文書等を利用</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>第14条～第20条 (略)</p> <p>(<u>異議申立て</u>)</p> <p>第21条 神戸大学長は、法第21条に基づく<u>異議申立て</u>があった時は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。</p> <p>(1) <u>異議申立て</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) <u>決定</u>で、<u>異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとするとき</u>。ただし、当該<u>異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用</u>について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 神戸大学長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>(1) <u>異議申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) <u>利用請求者</u>（利用請求者が<u>異議申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>異議申立て</u>に係る<u>利用請求に対する処分</u>について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が<u>異議申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>異議申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>(2) <u>異議申立て</u>に係る利用請求に対する処分を変更し、当該<u>利用請求に対する処分</u>に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決</p>
---	---

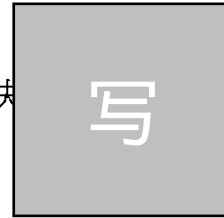
<p>させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>4 神戸大学長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>遅滞なく裁決</u>を行うものとする。</p> <p>第22条～第33条（略）</p> <p>附 則（平成28年 月 日）</p> <p><u>この要項は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>定（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>4 神戸大学長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>速やかに決定</u>を行うものとする。</p> <p>第22条～第33条（略）</p>
---	---

広大総務第 15-193 号

平成 28 年 2 月 23 日

内閣総理大臣 殿

広島大学長 越智 光夫



公文書等の管理に関する法律第 27 条第 3 項の同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 27 条第 3 項の規定に従い、別添の広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則案について、同意を求める。



広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則の一部を改正する規則を次のように定める。(案)

平成 年 月 日

平成 年 月 日 規則第 号

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則の一部を改正する規則

広島大学文書館特定歴史公文書等利用等規則(平成23年3月23日規則第11号)の一部について、下表左欄(「改正前」欄)を同表右欄(「改正後」欄)のように改正する。

広島大学長 越智 光夫

改 正 後	
改 正 前	改 正 後
<p>(略)</p> <p>(本人情報の取扱い) 第13条 文書館長は、第11条第1項第1号に掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づき命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認することを確認する書類</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむ得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため文書館長が適当と認める書類</p> <p>2 第10条第3項第2号に定める方法により利用請求をする場合には、前項の規定にかかわらず、当該利用請求をする者は、前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして文書館長が適当と認める書類(利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を文書館長に提出すれば足りるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(本人情報の取扱い) 第13条 同左</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づき命令の規定により交付された書類であつて、当該利用請求をする者が本人であることを確認することを確認する書類</p> <p>(2) 同左</p> <p>2 同左</p> <p>(略)</p>

(異議申立て)

第21条 文書館長は、法第21条の規定に基づく異議申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとすると、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 文書館長は、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- (1) 異議申立人及び参加人
 - (2) 利用請求者(利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
- 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用することに反対の意思を表示している場合に限る。)

4 文書館長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。

(略)

(審査請求)

第21条 文書館長は、法第21条の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとすると、当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。]

2 同左

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る利用請求に対する処分(利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用することに反対の意思を表示している場合に限る。)

4 文書館長は、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

(制定理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行に伴う特定歴史公文書等の保存・利用及び廃棄に関するガイドライン(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととするため。

九大総三第20号

平成28年2月8日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

国立大学法人九州大学総長

久保千

写

公文書等の管理に関する法律第27条第3項の同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第27条第3項の規定に従い、別添の九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程案について、同意を求めます。



九州大学大学文書館における特定歴史公文書等の利用等に関する規程新旧対照表

(改正部分のみ)

(新)	(旧)
(略)	(略)
(本人情報の取扱)	(本人情報の取扱)
第13条 文書館は、第11条第1項第1号イ	第13条 (同左)
に規定する情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。	
(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、 <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード</u> 、 <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード</u> 、 <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書</u> その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの	(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、 <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カード</u> 、 <u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード</u> 、 <u>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書</u> その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
(2) (略)	(2) (略)
2 (略)	2 (略)
(略)	(略)
(審査請求)	(異議申立て)
第21条 文書館は、法第21条に基づく <u>審査請求</u> があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。	第21条 文書館は、法第21条に基づく <u>異議申立て</u> があった場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。
(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合	(1) 異議申立てが不適法であり、却下する場合
(2) 審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の <u>裁決</u> を行う場合(当該特定歴史公文書等の利用について <u>反対意見書</u> が	(2) 異議申立てに係る利用請求に対する <u>処分</u> を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の <u>決定</u> を行う場合。ただし、当

<p><u>提出されている場合を除く。)</u></p> <p>2 文書館は、公文書管理委員会に諮問をした場合は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p> <p>(2) <u>利用請求者</u>（<u>利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。</u>）</p> <p>(3) <u>当該審査請求に係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書を提出した第三者</u>（<u>当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。</u>）</p> <p>3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る利用請求に対する処分（利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定を除く。）</u>を変更し、<u>当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決</u>（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>4 文書館は、公文書管理委員会から第1項に規定する諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>遅滞なく裁決</u>を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p><u>該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。</u></p> <p>2 文書館は、公文書管理委員会に諮問をした場合は、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。</p> <p>(1) <u>異議申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) <u>利用請求者</u>（<u>利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。</u>）</p> <p>(3) <u>当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者</u>（<u>当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。</u>）</p> <p>3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの<u>異議申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>(2) <u>異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の決定</u>（第三者である参加人が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）</p> <p>4 文書館は、公文書管理委員会から第1項に規定する諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、<u>速やかに決定</u>を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
--	---

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

日銀金研第3号

平成28年2月5日

内閣総理大臣 殿

日本銀行総裁 黒田東彦

写

公文書等の管理に関する法律第27条第3項の同意について（協議）

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第27条第3項の規定に従い、別添の日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則案について、同意を求める。



62

62

「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」(新旧対照表)

(変更部分のみ)

変 更 案	現 行
<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 アーカイブは、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下本条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている歴史的公文について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史的公文につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード</u>、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合においては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するためアーカイブが適当と認める書類</p> <p>2 第10条第3項第2号に定める方法により利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し、その他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示す</p>	<p>(本人情報の取扱い)</p> <p>第13条 アーカイブは、第11条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下本条において「本人」という。)から、当該情報が記録されている歴史的公文について利用請求があった場合において、次の各号のいずれかに掲げる書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該歴史的公文につき当該情報が記録されている部分についても、利用に供するものとする。</p> <p>(1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード</u>、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの</p> <p>(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合においては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するためアーカイブが適当と認める書類</p> <p>2 第10条第3項第2号に定める方法により利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し、その他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示す</p>

ものとしてアーカイブが適当と認める書類(利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)をアーカイブに提出すれば足りるものとする。

(審査請求)

第21条 アーカイブは、法第21条の規定に基づく審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る歴史的公文の全部を利用させることとする場合(当該歴史的公文の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 アーカイブは、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 利用請求者(利用請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る歴史的公文の利用について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る利用請求に対する処分(利用請求に係る歴史的公文を利用させる旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る歴史的公文を利用させる旨の裁決(第三者である参加人が当該歴史的公文を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

4 アーカイブは、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、遅滞なく裁決を行うものとする。

を示すものとしてアーカイブが適当と認める書類(利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)をアーカイブに提出すれば足りるものとする。

(異議申立て)

第21条 アーカイブは、法第21条の規定に基づく異議申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問する。

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る歴史的公文の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る歴史的公文の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

2 アーカイブは、前項の諮問をした場合は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知する。

- (1) 異議申立人及び参加人
- (2) 利用請求者(利用請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該異議申立てに係る利用請求に対する処分について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

3 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 利用させる旨の決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 異議申立てに係る利用請求に対する処分を変更し、当該利用請求に対する処分に係る歴史的公文を利用させる旨の決定(第三者である参加人が当該歴史的公文を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。)

4 アーカイブは、公文書管理委員会から第1項の諮問に対する答申を受けた場合は、当該答申を踏まえ、速やかに決定を行うものとする。